

【利用者負担の上限額】

◎障害者が利用した場合

所得区分		利用者負担 上限月額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	町民税非課税世帯	0円
一般1	町民税課税世帯で、所得割額が16万円未満 20歳未満の施設入所利用者で、所得割額が28万円未満	9,300円
一般2	町民税課税世帯のうち、一般1以外または 20歳以上の 施設入所利用者	37,200円

(※世帯の範囲は、利用者本人および配偶者です。)

◎障害児が利用した場合

所得区分		利用者負担 上限月額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	町民税非課税世帯	0円
一般1	居宅で生活する利用者のうち、町民税課税世帯で、所得割額が 28万円未満	4,600円
一般2	町民税課税世帯のうち、一般1以外	37,200円

(※世帯の範囲は、保護者の属する住民基本台帳上の世帯です。)

※入所施設での食費等にかかる費用は全額自己負担となりますが、所得が低い方には費用の一部を負担する制度があります。